

附則

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 平成二十九年七月一日
二 第一条第一号（ポタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）第三号、第四号及び第六号から第八号（二・七ジプロロム四ヒドロキシ水銀フルオレイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤（以下「マーキユロクロム液」という。）を除く。）までの規定 平成三十年一月一日
三 附則第三条の規定 平成三十二年七月一日
四 第一条第一号（ポタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）第二号、第五号及び第八号（マーキユロクロム液に限る。）から第十三号まで並びに附則第四条の規定 平成三十二年十二月三十一日

（特定水銀使用製品の製造の許可等を受けるための準備行為）

第二条 第一条第一号（ポタン電池であるアルカリマンガン電池を除く。）第三号、第四号及び第六号から第八号（マーキユロクロム液を除く。）までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項に規定する特定水銀使用製品に係る法附則第三条の承認を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

第三条 第一条第一号（ポタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）第二号、第五号及び第八号（マーキユロクロム液に限る。）から第十三号までに掲げる特定水銀使用製品に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、法第六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項に規定する特定水銀使用製品に係る次条の承認を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

（特定水銀使用製品の使用の制限に関する経過措置）

第四条 法第十二条の規定の施行の日（平成三十年一月一日）から附則第一条第四号に定める日前までの間に製造され、又は輸入された前条第一項に規定する特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。
第五十四条中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）
（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。
第二十条の三中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）
（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第七条 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十五号を次のように改める。

別表第一第二十七号中「前二号」を「前号」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第八条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第五号を次のように改める。
五 削除

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。
別表第五の一の項中「第二十五号」及び「第二十八号ホ」を削る。

第十条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。
第四百四十三号の次に次の一号を加える。

第四百四十三号の二 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）
第四百四十三号の二 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）

（鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正）

第十一条 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平成二十三年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第一号中「水銀鉱」を削る。

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 馳 浩
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 大塚 珠代

政令第三百七十九号

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十三項、第十八条の三十一第三項において準用する同法第十三条第二項、第二十六条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条の四中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

第三条の二中「第二条第十項」を「第二条第九項」に改める。
第三条の三及び第三条の四中「第二条第十項」を「第二条第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（水銀排出施設）

第三条の五 法第十二条第十三項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

第四条中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第八条中「とする」を「とし、法第十八条の三十一第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、水銀排出施設（法第二十二條第三項に規定する水銀排出施設をいう。第十二条第十項において同じ。）のうち法第十八条の二十二の排出基準に適合させるために相当の期間を要する施設として環境省令で定めるものとする」に改める。